

中小企業退職金共済制度の現状等について

令和8年6月30日第93回中小企業退職金共済部会 資料3

中小企業退職金共済制度について

ひと、くらし、みらいのために



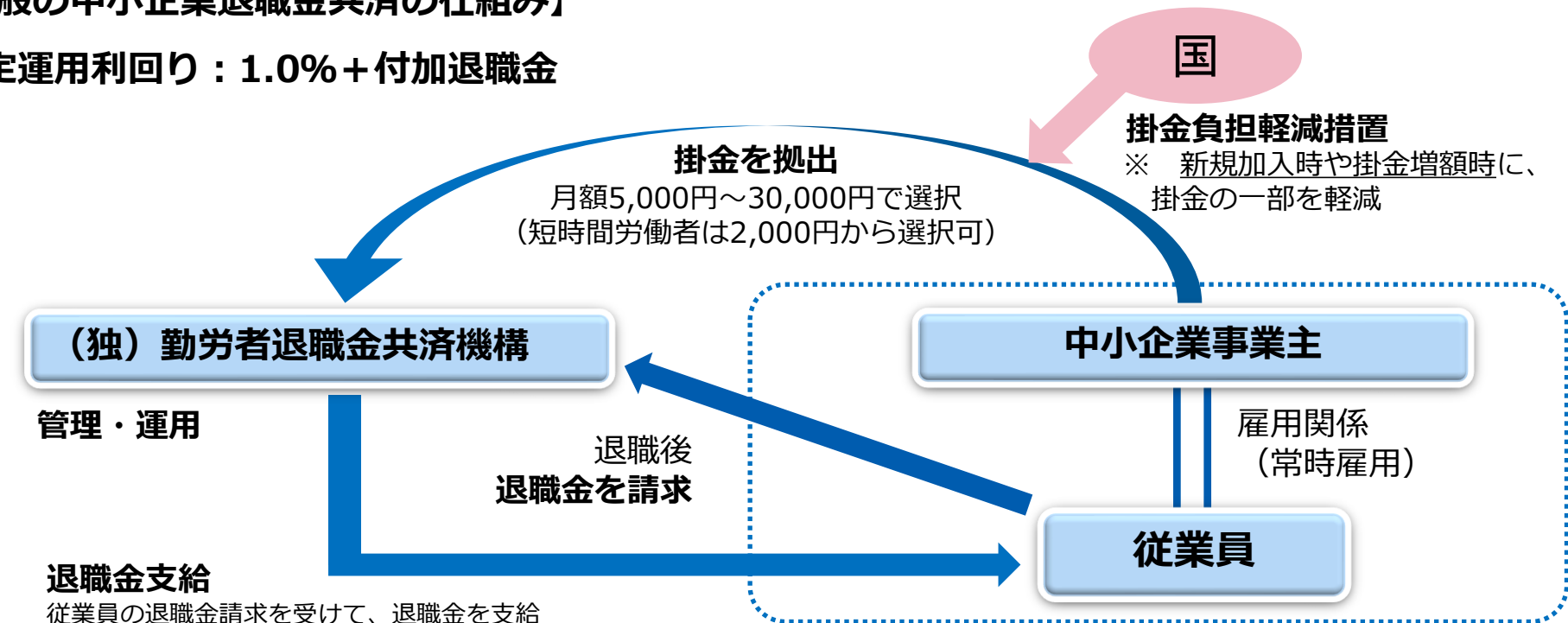
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

一般の中小企業退職金共済の概要

一般の中小企業退職金共済は、中小企業においては個々の企業が独力で退職金制度を確立することが困難であることから、中小企業事業主が掛金を拠出し、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員（常用労働者）に対して同機構から直接退職金を支給するもの。

【一般の中小企業退職金共済の仕組み】

予定運用利回り：1.0%+付加退職金



加入事業所数 (令和7年度末現在)	加入従業員数 (令和7年度末現在)	退職金支給総額 (令和7年度)	累積剰余金 (令和7年度末現在)
約37.6万所	約357万人	約4,191億円	約5,492億円

※令和7年度の数値は速報値である。

特定業種退職金共済制度の概要

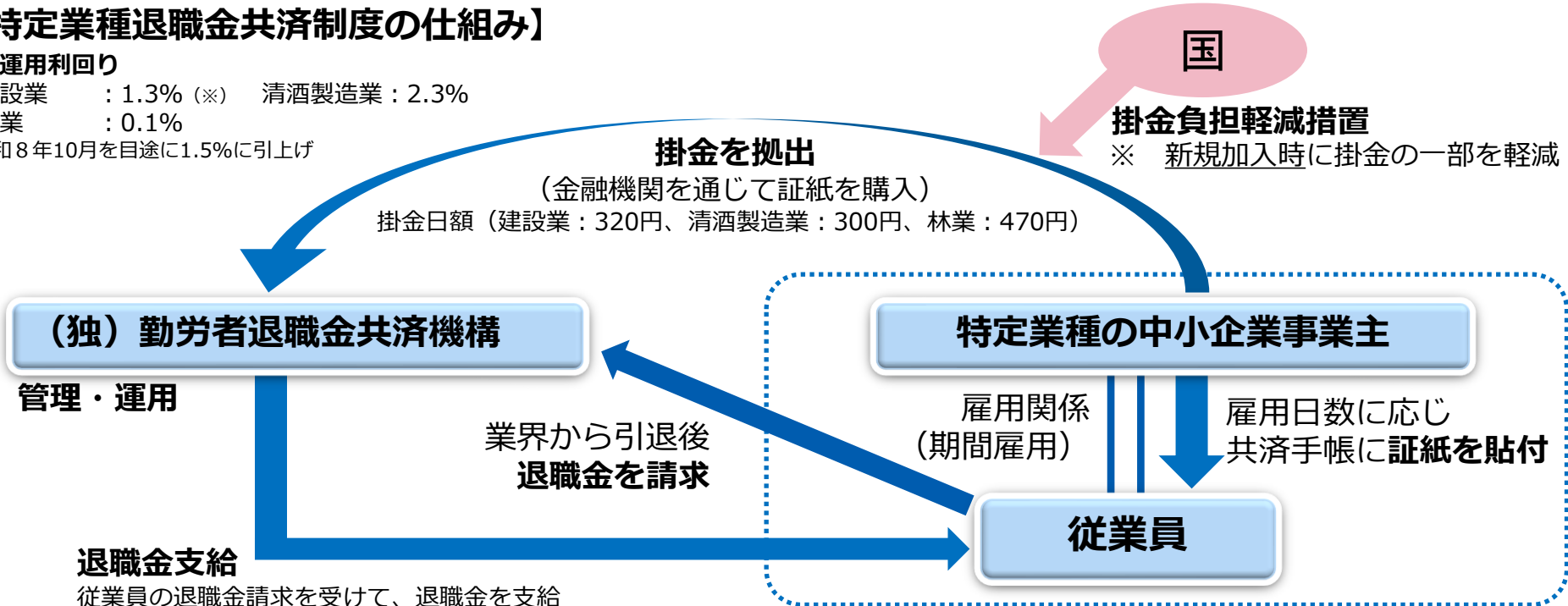
特定業種退職金共済制度は、厚生労働大臣が指定する特定業種（**建設業・清酒製造業・林業**）の中小企業事業主が雇用日数に応じて証紙を退職金共済手帳に貼付するなど（※）して支払い、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、従業員（**期間雇用労働者**）が業界で働くことをやめた際に、同機構から直接退職金を支給するもの。※令和2年10月から建退共では、電子申請による掛金納付が可能となっている。

【特定業種退職金共済制度の仕組み】

予定運用利回り

建設業 : 1.3% (※) 清酒製造業 : 2.3%
林業 : 0.1%

※令和8年10月を目途に1.5%に引き上げ



	建設業	清酒製造業	林業
加入事業所数（令和7年度末現在）	約17.4万所	約0.2万所	約0.3万所
加入従業員数（令和7年度末現在）	約208万人	約0.4万人	約2万人
退職金支給総額（令和7年度）	約593億円	約0.9億円	約14億円
累積剰余金（令和7年度末現在）	約770億円	約23億円	約0.23億円

※令和7年度の数値は速報値である。

中小企業退職金共済制度の現況（１）

中小企業退職金共済制度の現況

1 新規加入状況

(単位:件・人)

年度	共済契約者（事業主）数					被共済者（従業員）数				
	計	一般	建設業	清酒製造業	林業	計	一般	建設業	清酒製造業	林業
元年度	19,898	13,970	5,856	1	71	498,441	383,483 (7,690)	113,293	117	1,548
2年度	19,845	13,035	6,746	1	63	485,809	367,510 (7,435)	116,689	65	1,545
3年度	20,835	14,447	6,313	1	74	487,266	378,094 (8,544)	107,403	101	1,668
4年度	17,787	12,400	5,310	0	77	466,957	363,018 (7,289)	102,268	78	1,593
5年度	17,564	12,294	5,212	1	57	467,732	360,877 (6,975)	105,230	75	1,550
6年度	15,165	10,655	4,444	0	66	453,644	354,647 (6,308)	97,515	78	1,404

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における数値は事業所単位の新規加入者数及び従業員単位の追加加入者数の小計であり、下段()は短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

2 在籍状況

(単位:件・人)

年度	共済契約者（事業主）数					被共済者（従業員）数				
	計	一般	建設業	清酒製造業	林業	計	一般	建設業	清酒製造業	林業
元年度	548,049	371,266	171,711	1,839	3,233	5,701,167	3,487,966 (50,931)	2,169,772	4,489	38,940
2年度	551,908	373,314	173,538	1,815	3,241	5,732,493	3,536,953 (52,375)	2,169,812	4,323	21,405
3年度	557,075	377,468	174,570	1,801	3,236	5,762,772	3,581,005 (54,695)	2,156,481	4,238	21,048
4年度	558,709	379,084	174,575	1,788	3,262	5,748,715	3,586,864 (55,451)	2,136,969	4,131	20,751
5年度	559,075	379,372	174,673	1,766	3,264	5,734,356	3,587,181 (55,362)	2,122,814	4,054	20,307
6年度	557,279	377,734	174,526	1,749	3,270	5,701,889	3,575,790 (54,820)	2,102,272	3,995	19,832

(注1) 被共済者数の項の一般の中小企業退職金共済制度の各欄における下段()は、短時間労働者である。

(注2) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

(注3) 建設業の28年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数12月未満かつ加入後10年以上経過した者)1,324,884人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:28年度961,655人・29年度54,653人・30年度51,193人・元年度59,705人・2年度43,403人・3年度36,970人・4年度36,814人・5年度39,875人・6年度40,616人

(注4) 清酒製造業の30年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数24月未満かつ加入後又は最終手帳更新後10年以上経過した者)10,738人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:30年度10,480人・元年度72人・2年度35人・3年度52人・4年度40人・5年度25人・6年度34人

(注5) 林業の2年度以降の在籍被共済者数は、脱退推定者(掛金納付月数24月未満かつ加入後又は最終手帳更新後10年以上経過した者)18,795人(※)を被共済者数の算定から除外している。

(※) 内訳:2年度17,423人・3年度453人・4年度366人・5年度302人・6年度251人

中小企業退職金共済制度の現況（２）

３ 退職金等支給状況

年度 (単位)	合 計			一般の中退 (上段:一時金払、下段:分割払)			建設業			清酒製造業			林業		
	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (分割払除く) (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)	支給件数 (件)	支給総額 (百万円)	1件当たり 支給金額 (円)
元年度	332,069	424,267	1,287,847	270,689 3,012	370,953 492	1,370,403 163,351	56,853	51,325	902,765	163	135	826,539	1,352	1,362	1,007,541
2年度	319,360	420,959	1,328,857	260,888 2,947	368,927 491	1,414,119 166,645	54,075	50,008	924,783	188	203	1,081,390	1,262	1,330	1,053,899
3年度	330,914	425,848	1,296,967	264,264 2,950	366,255 490	1,385,944 165,978	62,311	57,642	925,070	125	106	849,017	1,264	1,355	1,072,043
4年度	351,757	439,492	1,258,384	281,641 2,888	377,265 482	1,339,526 166,998	65,836	60,307	916,020	136	103	760,507	1,256	1,335	1,063,027
5年度	359,970	458,965	1,284,379	291,720 3,013	397,603 497	1,362,961 164,882	63,785	59,329	930,141	104	90	861,749	1,348	1,446	1,073,054
6年度	362,210	474,565	1,320,631	294,537 3,258	412,387 522	1,400,120 160,068	63,100	60,269	955,128	94	84	895,463	1,221	1,304	1,067,574

(注1) 一般の中小企業退職金制度における分割払の「支給件数」は、支給期月毎の分割退職金の延べ支給件数であり、分割払の「1件当たりの支給金額」は、支給期月毎の分割退職金の額である。

(注2) 令和6年度の退職金受給者の平均掛金納付月数は、一般 129月、建設業 110月、清酒製造業 149月、林業 130月（なお、令和5年度については、それぞれ、126月、107月、141月、132月）。

(注3) 建設業及び清酒製造業については特別共済事業を含む。

(注4) 支給総額は単位未満を四捨五入していることから、合計が内訳と一致しない場合がある。

(注5) 1件当たり支給金額については、円単位による支給総額と支給件数により算出している。

予定運用利回りの推移

中小企業退職金共済

	中小企業退職金共済
昭和34年 5 月	6.0%
昭和36年 4 月	6.25%
昭和61年12月	6.6%
平成 3 年 4 月	5.5%
平成 8 年 4 月	4.5%
平成11年 4 月	3.0%
平成14年11月	1.0%

特定業種退職金共済

	建設業	清酒製造業	林業
昭和39年10月	6.0%	—	—
昭和42年10月	↓	6.0%	—
昭和50年12月	6.25%	6.25%	—
昭和57年 1 月	↓	↓	6.25%
昭和61年12月	6.6%	6.6%	↓
平成 9 年 7 月	↓	4.5%	3.7%
平成10年 1 月	4.5%	↓	↓
平成12年 7 月	↓	2.3%	2.1%
平成15年10月	2.7%	↓	0.7%
平成27年10月	↓	↓	0.5%
平成28年 4 月	3.0%	↓	↓
令和 3 年10月	1.3%	↓	0.1%
令和 8 年10月 (予定)	1.5%	↓	↓

掛金の限度額の推移

制度創設以来の掛金限度額の推移

	中小企業退職金共済※月額		特定業種退職金共済※日額	
	下限	上限	下限	上限
昭和34年	200円	1,000円		
昭和39年	↓	2,000円	10円	100円
昭和45年	400円	4,000円	↓	↓
昭和50年	800円	10,000円	60円	300円
昭和55年	1,200円	16,000円	120円	450円
昭和61年	3,000円	20,000円	↓	↓
平成2年	4,000円 ※短時間労働者は2,000円	26,000円	↓	↓
平成7年	5,000円 ※短時間労働者は2,000円	30,000円	↓	↓
平成14年	↓	↓	300円	800円

一般の中退共における掛金月額の平均と特定業種における業種ごとの掛金日額の推移

一般の中退共の掛金平均月額の推移

(年度末時点)

年度	平均掛金月額
昭和45年	1,208円
50年	2,397円
55年	3,980円
60年	4,905円
平成元年	6,266円
5年	7,892円
10年	9,021円
15年	9,297円
20年	9,296円
25年	9,232円
令和元年	9,505円
6年	9,772円

特定業種別の掛金日額の推移

	建設業	清酒製造業	林業
昭和39年10月	20円	—	—
42年10月	↓	50円	—
45年5月	60円	↓	—
46年10月	↓	70円	—
49年11月	↓	100円	—
50年10月	120円	↓	—
52年10月	↓	150円	—
55年12月	180円	200円	—
57年1月	↓	↓	150円
62年7月	200円	240円	180円
平成3年7月	260円	300円	230円
7年7月	↓	↓	300円
10年1月	300円	↓	↓
13年9月	↓	↓	450円
15年10月	310円	↓	460円
27年10月	↓	↓	470円
令和3年10月	320円	↓	↓

関連する政府決定等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● I C T 活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

第三次・担い手3法と建退共の関係

技能労働者の処遇改善に関連する必要な経費として、法定福利費や安全衛生経費等に加え、建退共の掛金も例示されている。

(13) 下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて 国土交通省

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手3法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

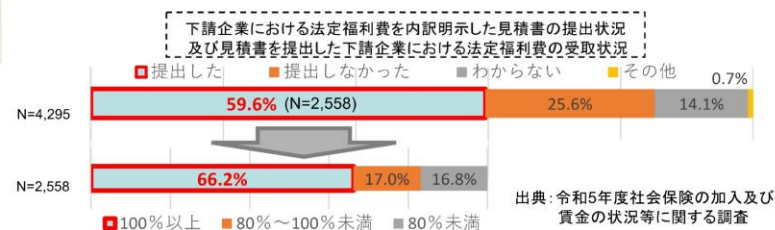
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。

第３ 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

２ 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

（４）林業従事者の労働環境の改善

ア 処遇等の改善

林業従事者については、その所得水準が他産業に比べて低位にあり、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。

このため、林業従事者の所得水準の向上に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上を促進するとともに、合理的な価格形成も図られるサプライチェーンの構築に向けた取組を進める。また、キャリアに応じた昇給等の実現が重要であり、段階的かつ体系的な人材育成と併せて、技能検定制度等により林業従事者の技能の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進する。これらにより、全産業並みの所得水準の確保を目指す。加えて、通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等の処遇改善を促進する。

また、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐採や造林の省力化・低コスト化や労働安全の確保、労働負荷の軽減に資するスマート林業技術の開発や実装、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

中小企業退職金共済制度に関する状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業退職金共済の掛金の状況

・ 中小企業退職金共済の掛金月額上限については、平成 7（1995）年に引上げを行った後、30年以上掛金月額の上限を変更していない。

掛金月額の限度額の推移

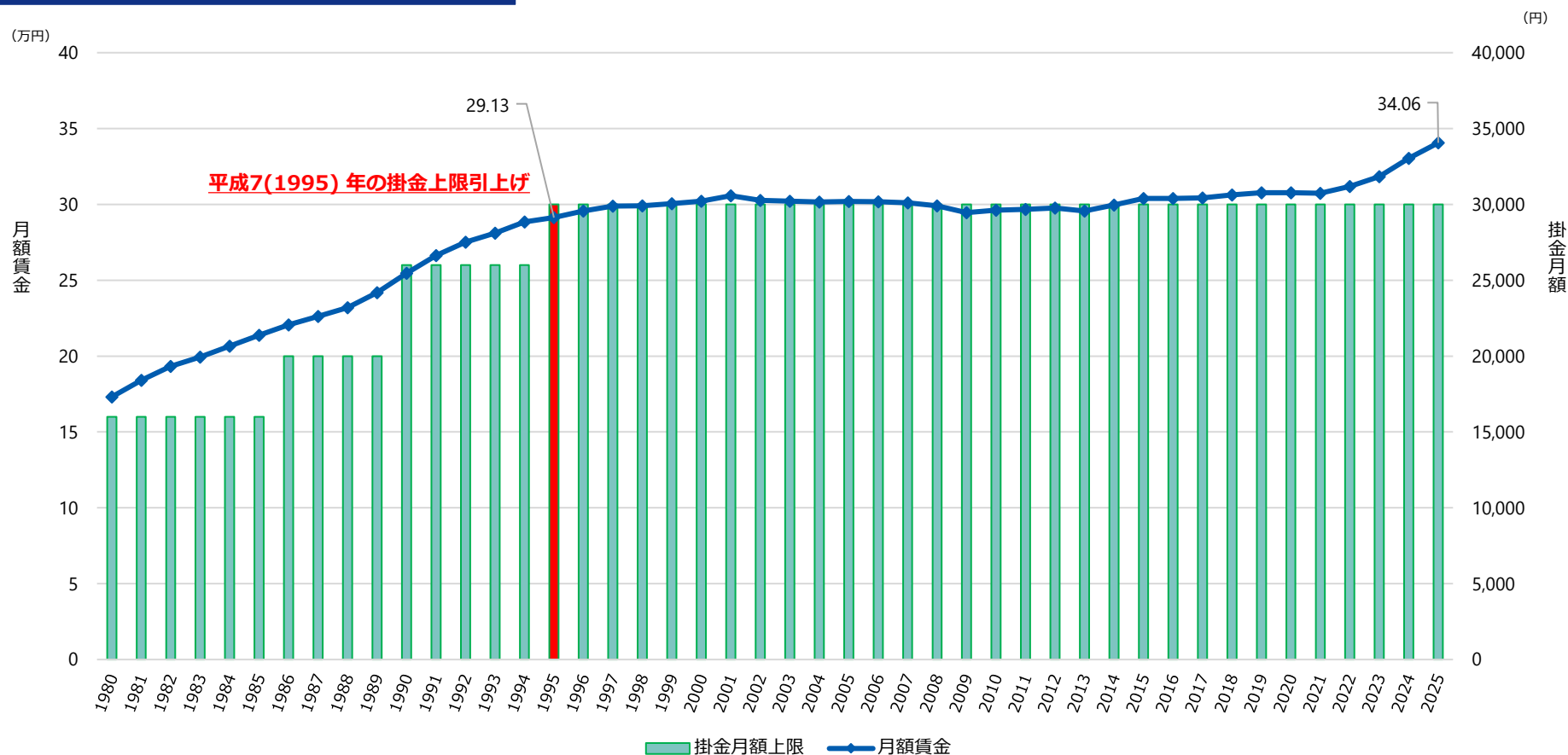
	月額上限
昭和34（1959）年	1,000円
昭和39（1964）年	2,000円
昭和45（1970）年	4,000円
昭和50（1975）年	10,000円
昭和55（1980）年	16,000円
昭和61（1986）年	20,000円
平成 2（1990）年	26,000円
平成 7（1995）年	30,000円

賃金の動向と中小企業退職金共済の掛金の状況

・労働者の賃金の動向について、中小企業退職金共済の掛金月額上限の引上げを行った平成7（1995）年以降、労働者の賃金は上昇している。

（賃金月額 29.13万円（平成7年）→34.06万円（令和7年） 約2割上昇）

一般労働者の月額賃金の推移と中退共の掛金上限

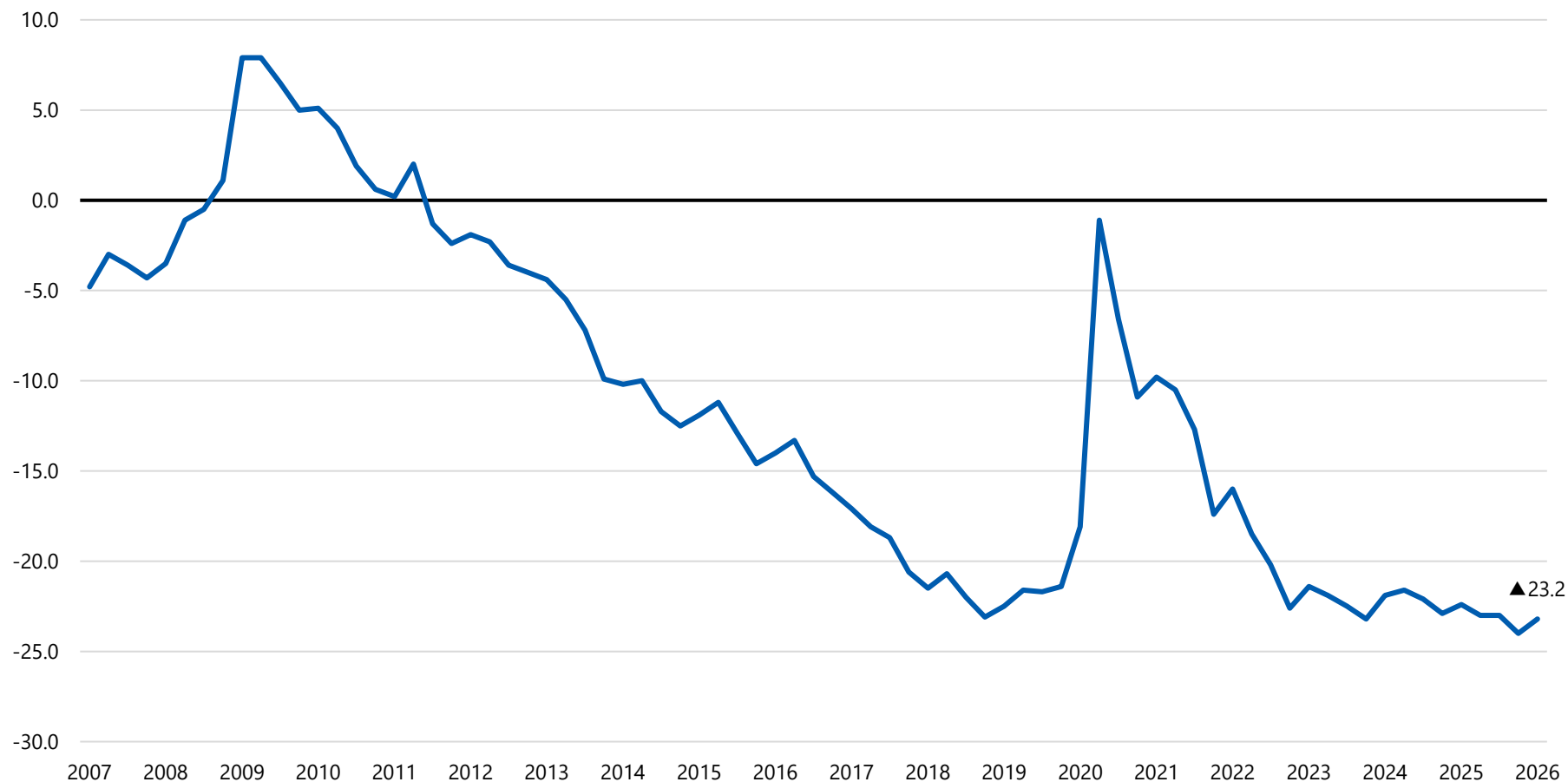


出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（一般労働者における所定内給与）より作成

中小企業における人手不足の状況

- ・近年の雇用環境をみると、**中小企業では人手不足の状況**にある。
(中小企業従業員数過不足D I 2026年1-3期 全産業：▲23.2)

中小企業の従業員数過不足DIの推移



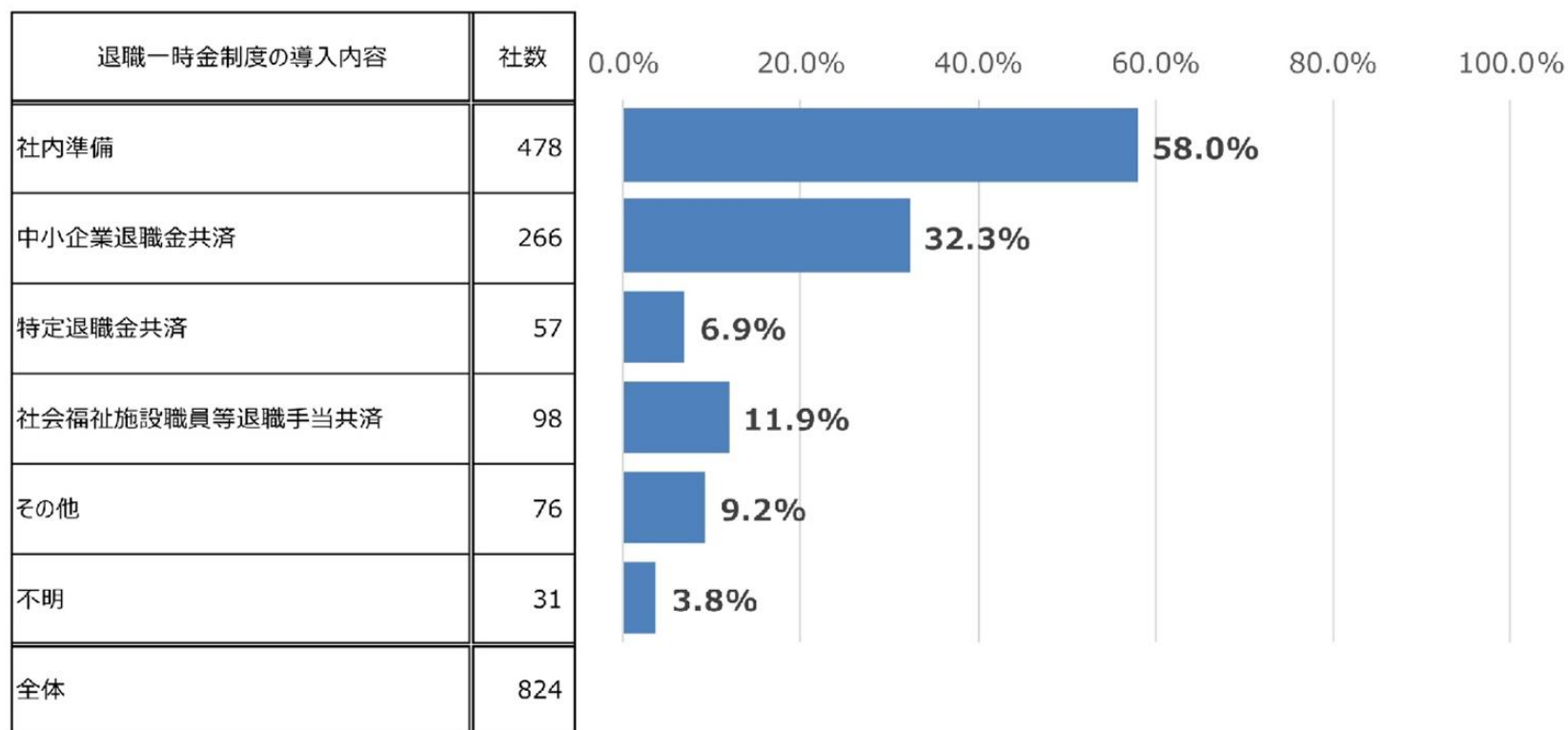
出典：中小企業庁「中小企業景況調査」より厚生労働省作成

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いて算出したもの

民間企業における退職一時金制度の導入内容①

- ・退職一時金制度を導入している企業のうち、「中小企業退職金共済」は「社内準備」に次いで2番目に多く導入されている。

退職一時金の導入内容（複数選択）



※不明は未回答であった企業

出典：内閣官房 内閣人事局

民間企業における退職給付制度の実態に関する調査・研究（民間調査機関への委託調査）

「令和6年度 民間企業における退職給付制度の状況等に関する調査研究 報告書」

民間企業における退職一時金制度の導入内容②

- ・従業員規模が小さい企業ほど、退職一時金として「中小企業退職金共済」を利用している割合が高い。

従業員規模別退職一時金制度の導入内容

	n	社内準備	中小企業退職金共済	特定退職金共済	社会福祉施設職員等退職手当共済	その他	不明
50～99人	357 100.0%	179 50.1%	155 43.4%	24 6.7%	44 12.3%	36 10.1%	7 2.0%
100～499人	342 100.0%	213 62.3%	100 29.2%	25 7.3%	43 12.6%	31 9.1%	11 3.2%
500～999人	86 100.0%	54 62.8%	10 11.6%	7 8.1%	8 9.3%	7 8.1%	9 10.5%
1,000人以上	39 100.0%	32 82.1%	1 2.6%	1 2.6%	3 7.7%	2 5.1%	4 10.3%
全体	824 100.0%	478 58.0%	266 32.3%	57 6.9%	98 11.9%	76 9.2%	31 3.8%

※不明は未回答であった企業

出典：内閣官房 内閣人事局

民間企業における退職給付制度の実態に関する調査・研究（民間調査機関への委託調査）

「令和6年度 民間企業における退職給付制度の状況等に関する調査研究 報告書」

中小企業退職金共済制度における事業主の加入資格について

・中小企業退職金共済法が対象としている中小企業者は、業種ごとに従業員数や資本金・出資金の額の上限が異なっている。

共済に加入できる中小企業者の定義

業種	常時雇用する従業員の数		資本金・出資金
一般業種 ・製造業 ・建設業 等	300人以下	または	3億円以下
卸売業	100人以下	または	1億円以下
サービス業	100人以下	または	5千万円以下
小売業	50人以下	または	5千万円以下

《参考》 中小企業退職金共済法 -抄-

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

- 一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主（次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。）
- 二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの
- 三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
- 四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

(契約の締結)

第三条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

退職給付制度がある企業の割合と中小企業退職金共済制度

- ・ 従業員数が100人～300人規模の中小企業においては、業種によって中小企業退職金共済への加入資格の有無が異なる。
- ・ 当該従業員規模では、中小企業退職金共済に加入できないとされている宿泊業やサービス業など一部の業種において、他の産業に比べて退職給付制度がある企業の割合が低い。

退職給付（一時金・年金）制度がある企業の割合〔産業大分類別〕

従業員数	30～99人	100～299人	300～999人
調査産業計	70.1	84.7	88.8
一般業種（製造業、建設業等）			
鉱業、採石業、砂利採取業	97.1	100	100
建設業	80.4	95.8	97.8
製造業	82.5	90.7	96.8
※ 電気・ガス・熱供給・水道業	95.2	96.4	100
※ 情報通信業	70.6	80.0	89.7
※ 運輸業、郵便業	66.1	78.6	78.7
金融業、保険業	89.3	93.5	100
※ 不動産業、物品賃貸業	69.9	85.7	85
※ 生活関連サービス業、娯楽業	64.8	78.2	78.3

※は複数の業種にまたがっている産業大分類

(単位：%)

従業員数	30～99人	100～299人	300～999人
卸売業			
卸売業	86.4	95.2	98
小売業			
※ 電気・ガス・熱供給・水道業	95.2	96.4	100
小売業	60.6	82.6	91.4
※ 宿泊業、飲食サービス業	31.5	67.3	68.1
サービス業			
※ 情報通信業	70.6	80.0	89.7
※ 運輸業、郵便業	66.1	78.6	78.7
※ 不動産業、物品賃貸業	69.9	85.7	85
学術研究、専門・技術サービス業	86.7	85.4	97.5
※ 宿泊業、飲食サービス業	31.5	67.3	68.1
※ 生活関連サービス業、娯楽業	64.8	78.2	78.3
教育、学習支援業	88.1	86.8	84.6
医療、福祉	68.3	88.9	91.1
複合サービス事業	92.3	100	100
サービス業（他に分類されないもの）	45.9	68.2	73.6

出典：厚生労働省「就労条件総合調査」（令和5年）を特別集計

注：赤字は全産業平均である「調査産業計」を下回る業種を示している。

建設業における近年の動向

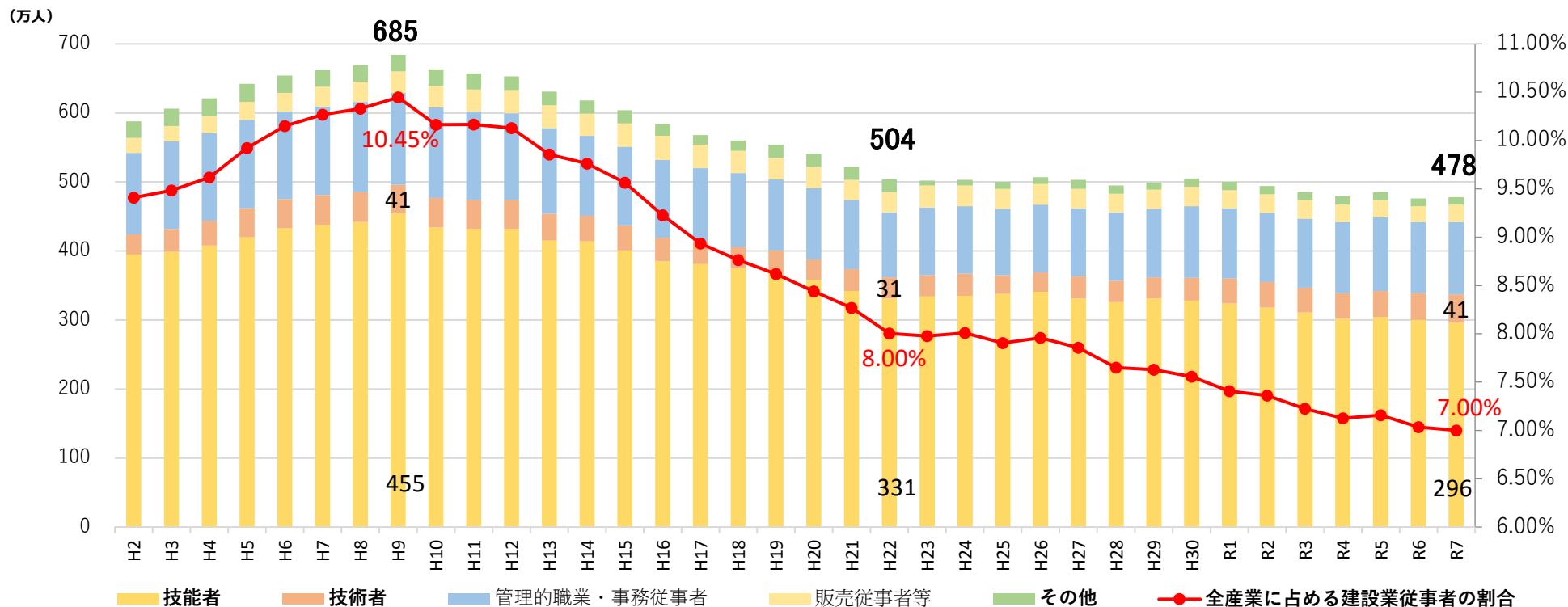
- 建設業就業者数は減少傾向にあり、建設業においては、技能労働者等の担い手確保が重要な課題となっている。

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>
 建設業就業者：685万人（平成9） → 504万人（平成22） → 478万人（令和7）
 うち 技能者：455万人（平成9） → 331万人（平成22） → 296万人（令和7）

- 令和6年には第三次・担い手3法※が施行され、建設業における技能労働者については能力に応じた適切な処遇の確保を行うことが求められている。

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

（※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

特定業種退職金共済の掛金の状況

- ・ 特定業種退職金共済の掛金日額上限について、平成14（2002）年に引上げを行った後、20年以上日額掛金の上限を変更していない。
- ・ 掛金は日額単位で業種ごとに一律の掛金設定となっており（建設業は現在320円）、労働者の技能等に応じた掛金を設定することはできない。

法律上の掛金設定の位置づけ

中小企業退職金共済法 （抄）

（掛金）

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

- 2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。
- 3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。
- 4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。
- 5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- 6 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

掛金日額の上限の推移

	日額上限
昭和39（1964）年	100円
昭和50（1975）年	300円
昭和55（1980）年	450円
平成14（2002）年	800円

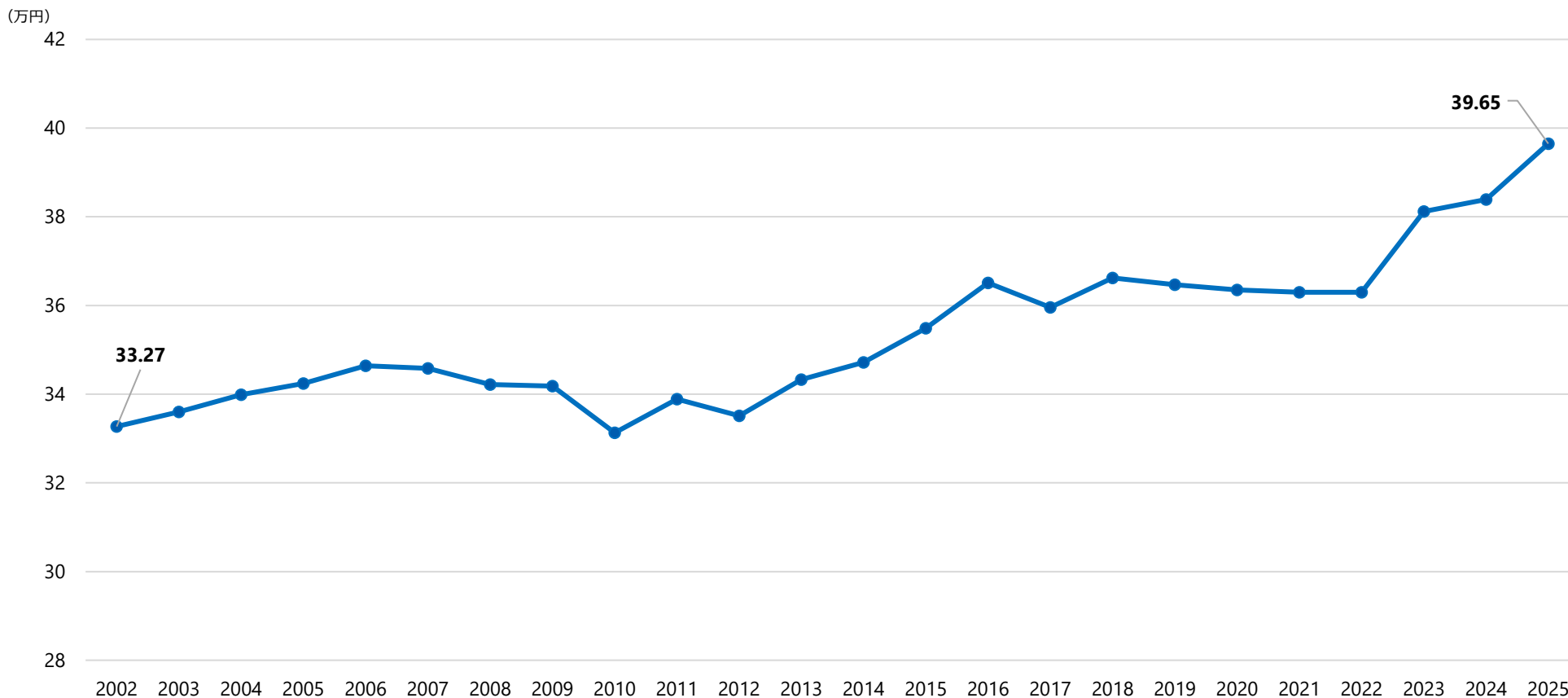
建設業における賃金の動向と特定業種退職金共済の掛金の状況

・建設業労働者の賃金の動向について、特定業種退職金共済の掛金日額上限の引上げを行った平成14（2002）年以降、賃金は上昇している。

（建設業における月額賃金 33.27万円（平成14年）→39.65万円（令和7年））

※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 産業大分類（建設業）におけるきまって支給する現金給与額

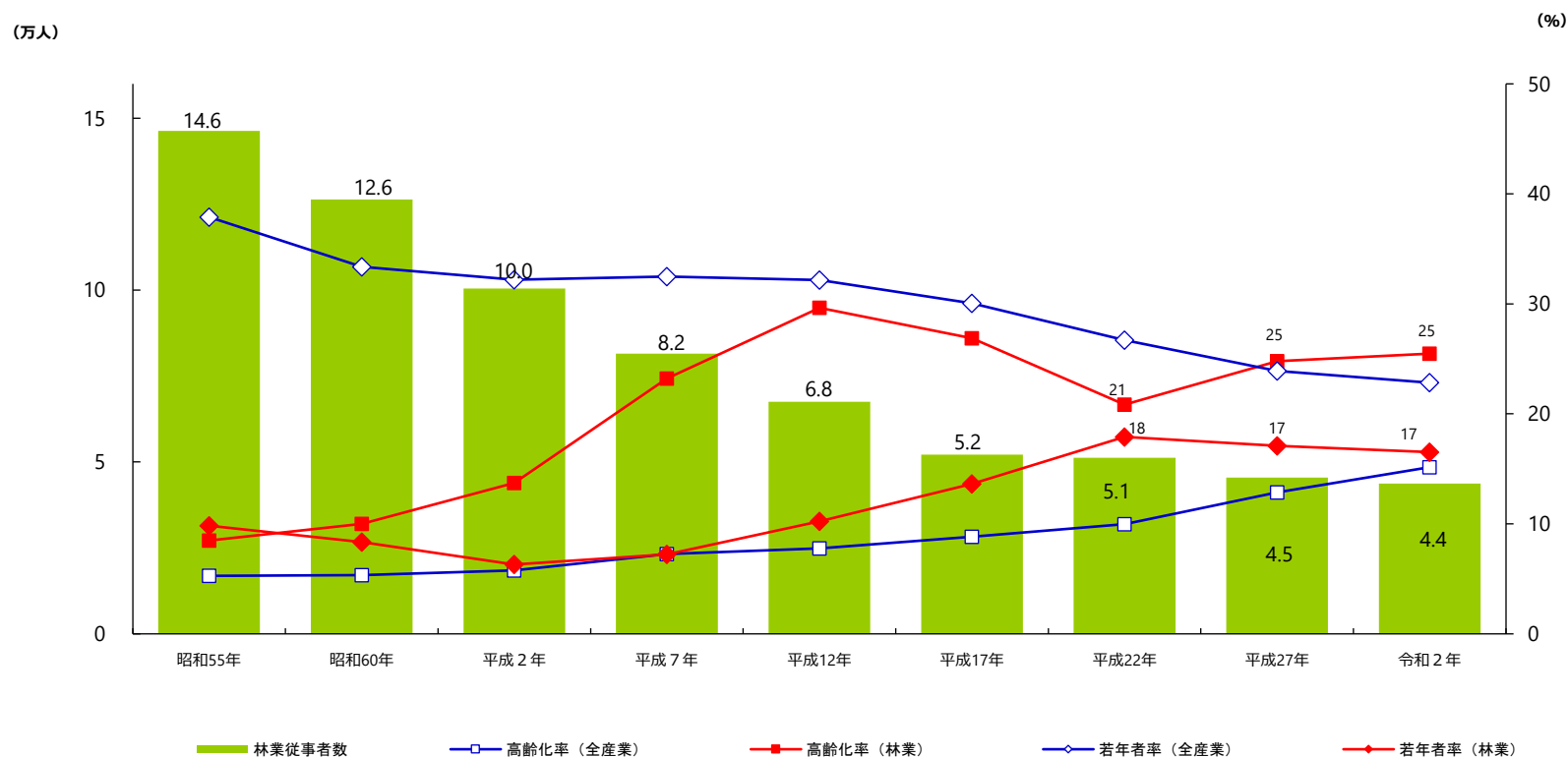
建設業労働者の月額賃金の推移



林業従事者の動向

- ・ 林業においては従事者が減少傾向にあるとともに、高齢化率も高い状況にある。
 (令和2(2020)年 林業従事者数 4.4万人 高齢化率 25%) ※ 総務省「国勢調査」より林野庁集計

林業従事者数と高齢化率

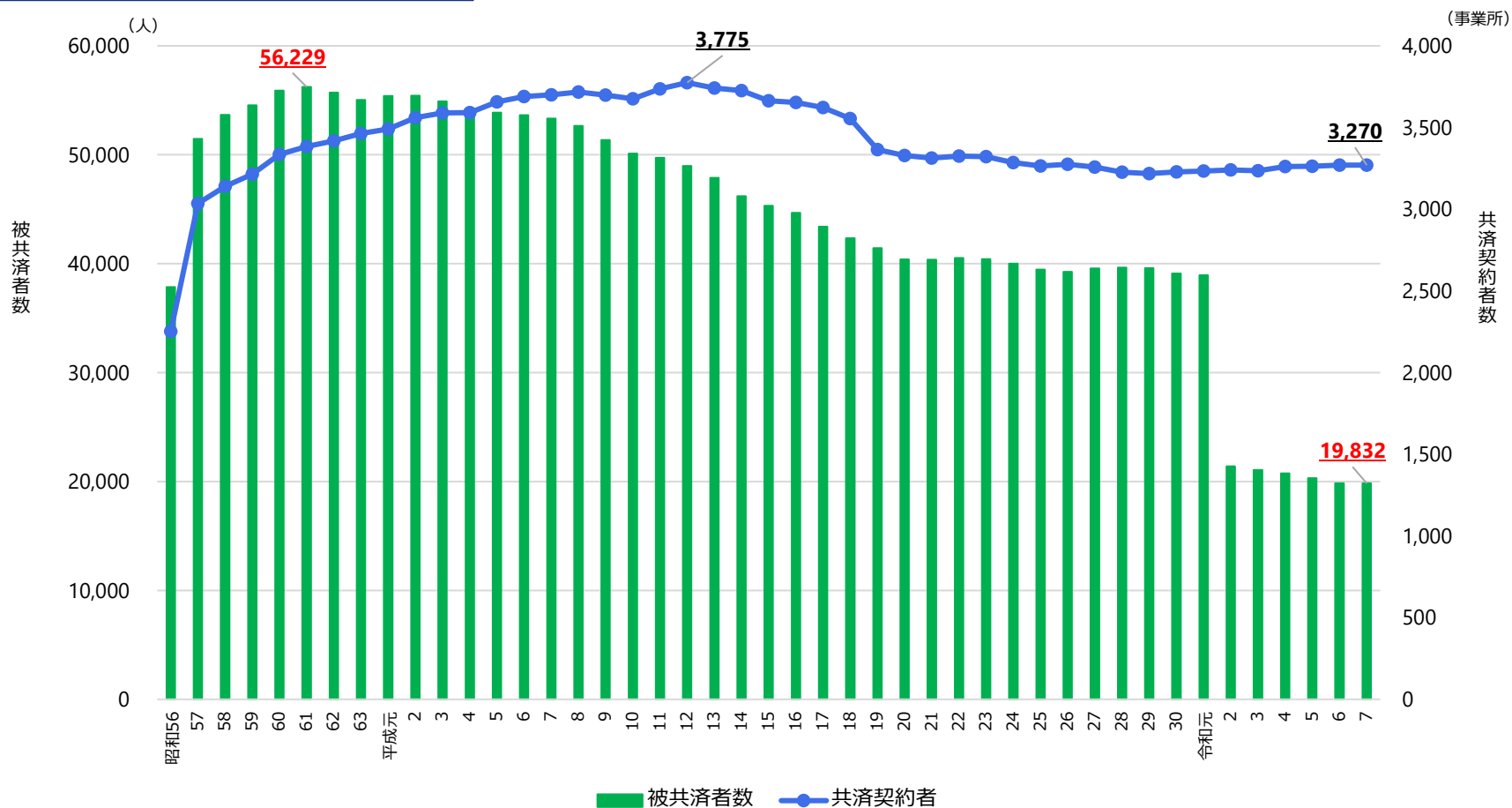


資料:総務省「国勢調査」より林野庁作成
 注:高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合
 若年者率とは、総数に占める35歳未満の割合

林退共の被共済者及び共済契約者の状況

- ・ 林業従事者の減少や高齢化に伴い、林退共の被共済者数は減少している。
（被共済者数 約5.6万人（昭和61年度） → 約2.0万人（令和7年度））
- ・ 林退共を契約している事業主の数は、平成12年にピークを迎えた後に、緩やかな減少傾向にある。

林退共の被共済者及び共済契約者数の推移



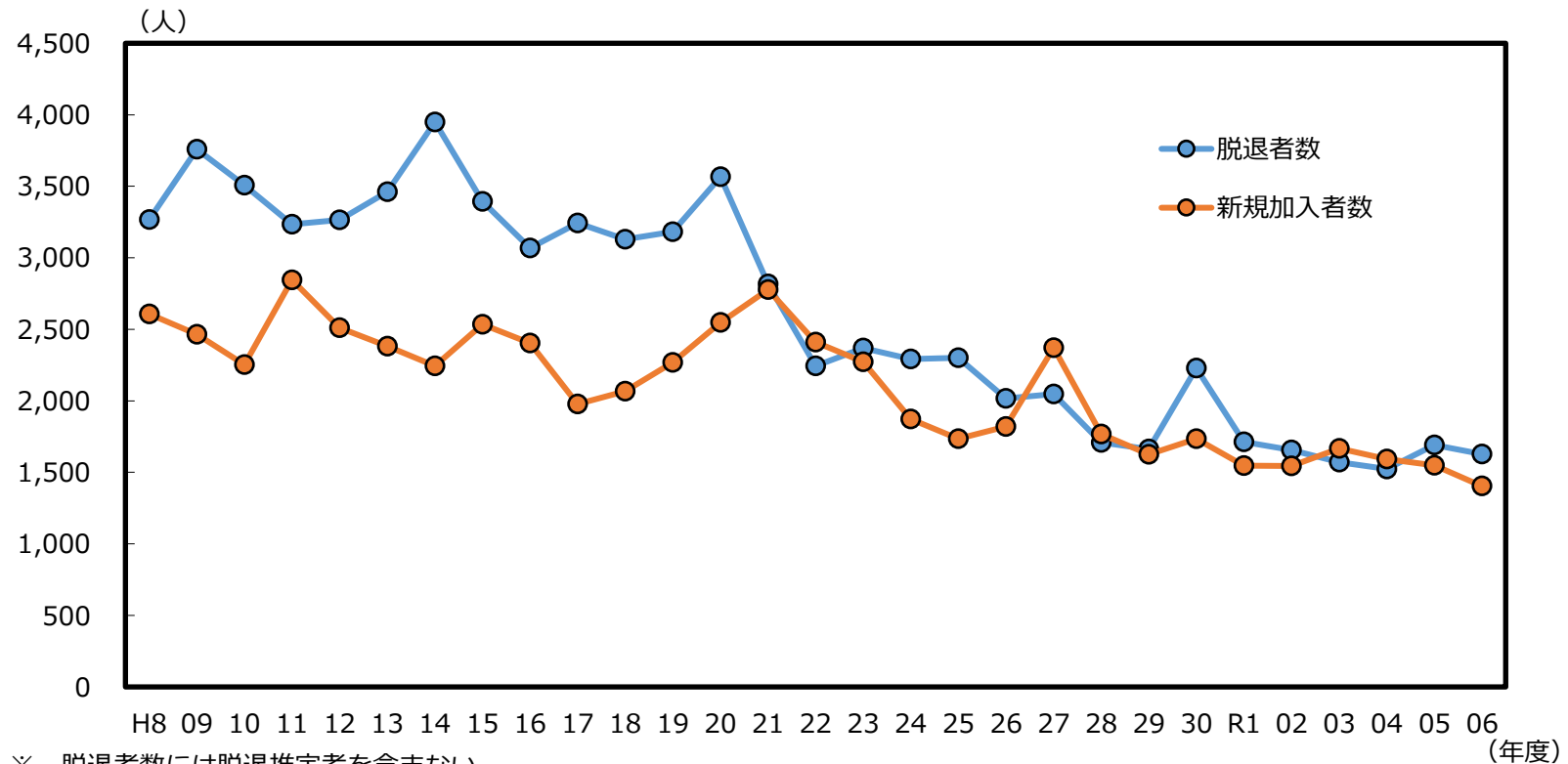
※注：被共済者数については、令和2年度以降、脱退推定者について被共済者の算定から除外している。

出典：(独) 勤労者退職金共済機構 林退共「事業年報」（令和6年度）

近年の林退共における新規加入者数・脱退者数の推移

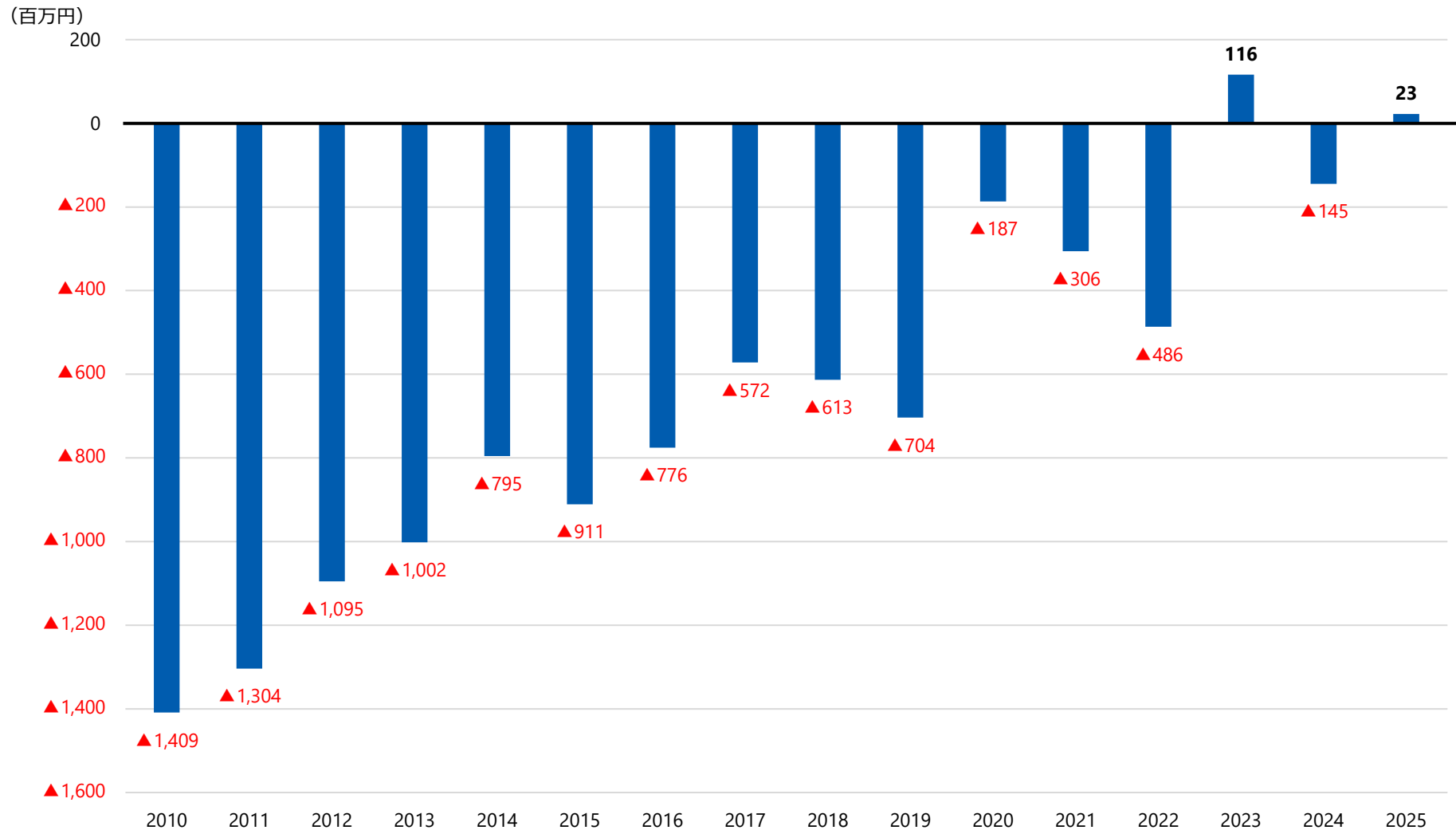
- 新規加入者数は漸減しており、新規加入者数を上回る脱退者数が生じることが常態化している。

林退共における新規加入者数・脱退者数の推移



近年の林退共における累積剰余金（欠損金）の推移

林退共における累積剰余金（欠損金）の推移（年度末）



中小企業退職金共済への事業主のニーズ

- ・ 加入する事業主が中小企業退職金共済に期待する効果として、「従業員の定着」、「従業員の勤労意欲の向上」を挙げる者が多い。
- ・ 一方で、加入手続きに関しては、書類の記入などの面で事務の簡素化を求める声も多く上がっている。

中退共制度加入で期待する効果（複数回答）

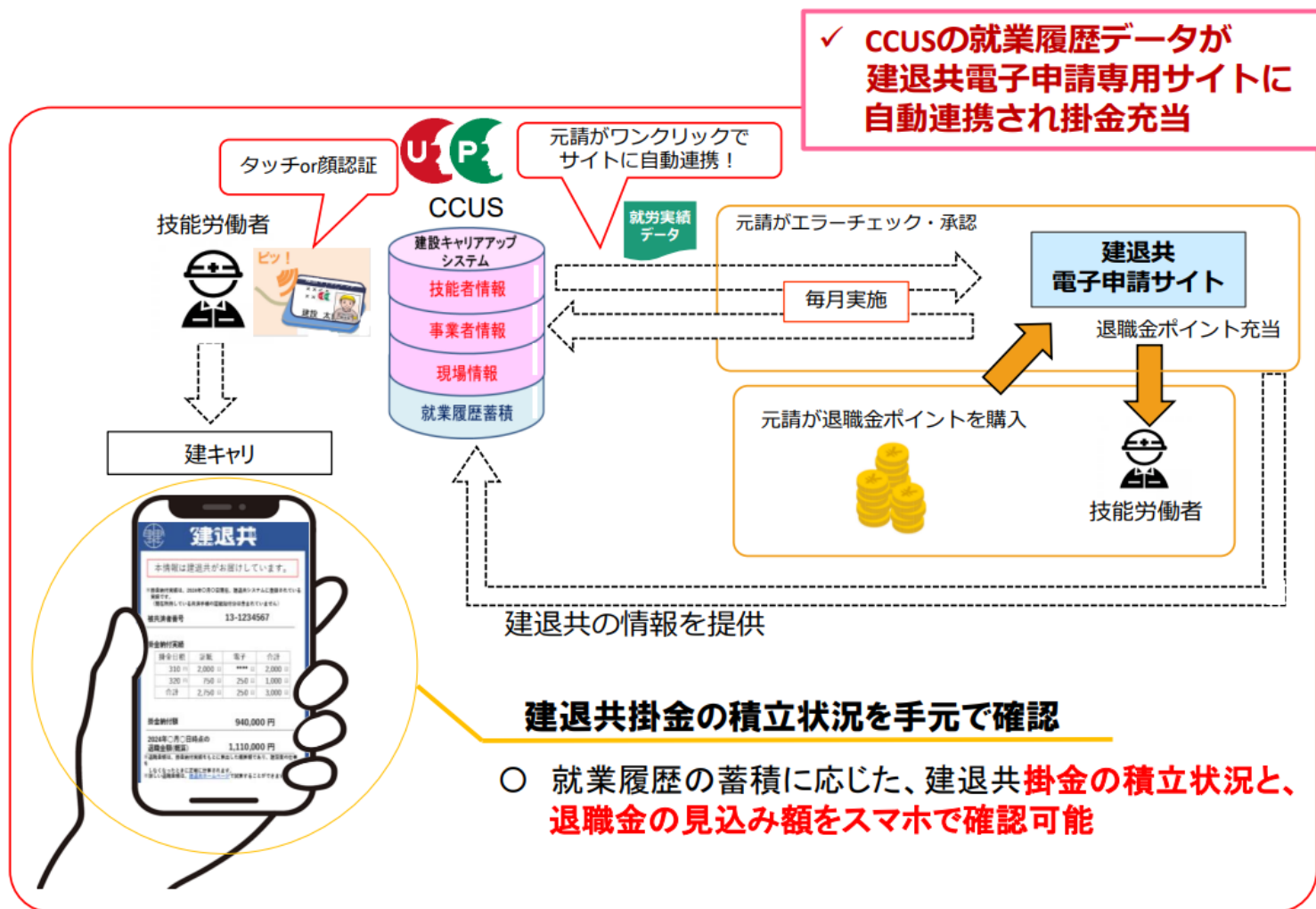
	件数	割合
従業員の定着	602	42.9%
従業員の勤労意欲向上	555	39.6%
退職金支給時の事務負担軽減	485	34.6%
退職金管理コストの削減	447	31.9%
節税	388	27.7%
求人応募の増加	202	14.4%
堅実な資産運用	172	12.3%
その他	18	1.3%
（母数）	1403	—

加入手続きで困ったこと（複数回答）

	件数	割合
特に困ったことはない	788	56.2%
申込書を手書きしなければならない	234	16.7%
預金口座振替依頼のため金融機関へ出向くのが面倒	208	14.8%
申込書の記入項目が多い	178	12.7%
従業員の個人情報を申込書に複数書かなければならない	154	11.0%
申込書の提出先がわかりにくい	91	6.5%
質問や相談できる場所が近くにない	86	6.1%
その他	41	2.9%
（母数）	1403	—

建退共における掛金納付方法の現状

- ・建退共では、電子申請方式が令和 3（2021）年より開始され、令和 7（2025）年には建設キャリアアップシステム（CCUS）で蓄積される就業履歴との自動連携を開始している。



勤労者退職金共済機構 基本ポートフォリオ一覧

資産運用については、各共済ごとに基本ポートフォリオを定めて運用を行っている。

令和8年4月1日現在

		自家運用 (簿価) ※1	委託運用(時価)			
			国内債券	国内株式	外国債券 ※2	外国株式
建退共 (給付経理)	資産構成割合	66.8%	24.1%	3.1%	4.5%	1.5%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
清退共 (給付経理)	資産構成割合	77.8%	16.1%	2.1%	3.0%	1.0%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
林退共 (給付経理)	資産構成割合	60.8%	28.4%	3.6%	5.4%	1.8%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%
中退共 (給付経理)	資産構成割合	56.9%	31.2%	4.0%	5.9%	2.0%
	うち委託運用部分	－	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
	乖離許容幅	－	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%

※1 自家運用(簿価)について、建退共(給付経理)及び中退共(給付経理)では、国内債券(簿価)のほか、生命保険資産(一般勘定)、短期資産を含み、清退共(給付経理)及び林退共(給付経理)では、国内債券(簿価)のほか、短期資産を含む。

※2 外国債券について、為替ヘッジは行わない。

勤労者退職金共済機構における資産の運用方法の制限について

勤労者退職金共済機構の余裕金の運用については、中小企業退職金共済法第77条第1項により、その運用方法を限定している。

中小企業退職金共済法（抄）

第七十七条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金を運用するに当たっては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）
 - 四 厚生労働大臣の指定する不動産の取得
 - 五 被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
 - 六 財政融資資金への預託
- 2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。
 - 3 退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。
 - 4 機構の退職金共済業務については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。
 - 5 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一般の中小企業退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。

勤労者退職金共済機構における資産の運用方法の制限について

中小企業退職金共済法第七十七条第一項の厚生労働大臣の指定する有価証券、金融機関及び不動産（抄）

- 1 有価証券
 - 一 特別の法律により法人の発行する債券(中小企業退職金共済法第七十七条第一項第一号に掲げる政府保証債を除く。)
 - 二 社債券
 - 三 公社債投資信託の受益証券
 - 四 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の発行する債券のうち、本邦通貨をもって表示されるもの
 - 五 外国法人の発行する次に掲げる債券のうち、本邦通貨をもって表示されるもの
 - イ 外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券
 - ロ 外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券(イに該当するものを除く。)
- 2 金融機関
 - 一 信金中央金庫
 - 二 全国信用協同組合連合会
 - 三 労働金庫連合会
 - 四 農林中央金庫
 - 五 株式会社商工組合中央金庫
- 3 不動産

独立行政法人勤労者退職金共済機構の事務所の用に供する土地及び建物

中小企業退職金共済法施行令（抄）

第二十九条 法第七十七条第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

勤労者退職金共済機構における資産の運用方法の制限について

余裕金の運用に際しては、勤労者退職金共済機構に資産運用委員会を置き、当該委員会の議を経た基本方針に沿って運用しなければならない。

中小企業退職金共済法（抄）

第六十九条の二 機構に、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置く。

2 第七十八条第一項に規定する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならない。

3 資産運用委員会は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況を監視する。

4 資産運用委員会は、前二項に規定するもののほか、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

第六十九条の三 資産運用委員会は、資産運用委員五人以内をもつて組織する。

第六十九条の四 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 資産運用委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。）のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができない。

一 銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）、信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）、金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第七十五条の二第五項及び第六項において同じ。）、保険業（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業をいう。）その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第七十八条 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。

3 機構は、前条第一項第三号及び第五号に掲げる方法（政令で定める保険料の払込みを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。